

賃貸住宅・公営住宅に入居している若者の方

# 住宅料を一部助成します

## 若者定住促進生活応援助成金

黒松内町では、若者の町内定住を促進するため、民間賃貸住宅及び公営住宅に入居している若者の方に対して、負担軽減と生活の安定を図ることを目的とした、「若者定住促進生活応援助成金」の交付を行います。



### ① どんな人が対象なの？

令和3年10月1日現在で、**満35歳未満の单身の方**で、令和4年3月1日までに町内に住所を有し、助成対象となる住宅に入居している方が対象になります。  
(住宅手当を受けている国家公務員と地方公務員は除きます。)

### ② 対象になる住宅は？

**民間賃貸住宅及び公営住宅**が対象になります。(官舎・社宅等は対象外となります。)

### ③ いくら助成されるの？

ひと月分の家賃(共益費や駐車場料金を除く)から住宅手当を差し引いた額のうち、**2万円を超える額(千円未満は切り捨て)**を助成対象額とし、**30歳未満の方は月額1万円、35歳未満の方は月額5千円を上限とした金額**相当額のくろまつないポイントカード「ブナカ」のポイントを交付します。  
途中で町内の対象外の住宅へ転居したり、満35歳になられた場合は、**転居または35歳に到達した月まで助成金を交付**します。

### ④ どうやって申請するの？

年に前期(4月~9月)と後期(10月~3月)の2回に分けて申請書等を提出いただき、ブナカポイントを交付いたします。

後期分の申請については令和4年3月10日までに、申請書に必要書類**(賃貸借契約書の写し、住宅手当支給証明書、委任状)**を添えて、町企画環境課まで提出してください。

申請書類や必要書類の提出は郵送及び事前に連絡をいただける場合に限り17時30分以降(閉庁後)の対応も可能ですので、お気軽に御相談ください。

### ❌ 次のいずれかに該当する場合は、助成対象となりません

- ① 転出等により、令和4年3月1日に本町に住所を有しない方
- ② 民間賃貸住宅及び公営住宅入居に関する公的給付を受けている場合
- ③ 町税・使用料・住宅料等に滞納がある場合

※偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、交付決定を取り消し、既に支払った助成金の返還を命じることがあります。

要件等の詳細につきましては、町企画環境課(上野)までお問合せください。(Tel 72-3376)